

第12回独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会 議事概要

1 日時及び場所

- (1) 日時 令和3年9月14日(火)10時00分～12時15分
- (2) 場所 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人 農林漁業信用基金 大会議室

2 出席者

※ 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言下において、東京都が緊急事態措置の実施地域となっていることから、信用基金側出席者と運営委員会の委員長以外の委員及びオブザーバーはウェブ会議形式での参加であった。

(1) 運営委員

出資者：川田委員、佐治委員、沢水委員、高橋委員、田中委員
学識経験者：市川委員、上竹委員、亀田委員、竹田委員、山下委員

(出資者・学識経験者別 五十音順)

(2) 信用基金

今井理事長、森島副理事長、深水総括理事、小林理事、廣山理事

(3) オブザーバー(主務省)

小土井財務省大臣官房政策金融課課長補佐、石川水産庁漁政部水産経営課長
藤田水産庁資源管理部長

3 提出議案

(1) 報告事項

- ① 令和2年度の業務の実績に関する評価について
- ② 令和2年度の決算について
- ③ 漁業信用保証保険制度における事故率低減に向けた関係機関における役割分担のあり方について(検討の方向性)

(2) 情報提供事項

- ① 令和2年度の漁業信用保険業務の概況について
- ② 新漁業法施行後の漁業をめぐる情勢等について

(3) その他

4 議事経過の概要及びその結果

上記3(1)の議案について信用基金から説明が行われた。また、上記3(1)について委員から意見等が出された。

運営委員からの主な意見等は以下のとおり。〈 〉内は、これに対する信用基金の説明。

【意見等】

(1) 報告事項

- ① 令和2年度の業務の実績に関する評価について
 - 基金協会と信用基金の課題認識の共有を図って行くのが大事だと考えている。また、事例についても作成して終わりとせず、積極的に活用することも重要と考えている。今後は勉強会の開催を予定されているが、協会職員の意識改革にも繋がるので、様々な知見のある信用基金の助言をいただきながら、協会としても取り組んでいきたい。
- ② 令和2年度の決算について
(質疑なし)
- ③ 漁業信用保証保険制度における事故率低減に向けた関係機関における役割分担のあり方について(検討の方向性)
 - 事故は基金協会の財政基盤に大きく影響を与えるものであり、事故率の低減は非常に重要な課題だと考えている。そのためには職員の資質の向上、例えば与信審査能力の向上を

考えているが、職員の体制も以前よりも縮小されており基金協会のマンパワー不足、中でも人材育成が課題となってきた。その中で、現在、基金協会と融資機関、さらに農林中央金庫にも参加してもらい審査目線の統一化にも取り組んでいることから、今後も水産庁や信用基金からの指導をお願いしたい。

- 基金協会としても事故率の低減にはしっかりと取り組まなければいけないと考えている。信用基金から提案された取組についてはかなり議論をして深掘りをしていく必要があると感じる。事務的な質問であるが、協会と信用基金で検討を行うとあるが、その協議のプロセスと、役割分担の議論をするにあたり制度の技術的な部分について協議していくことになることから、協議のメンバーとしては実務者クラスとなるのか、改めて確認したい。
〈 この場でいただいた意見も踏まえて、4協会に早めに案を示したい。その議論が進む過程で水産庁とも協議をしながら1つの成案ができてくると考えるが、これは試行案であり、完璧なものではないので、まずはスタートしたいというレベルのものになると考えている。議論を進めるには技術的な視点のみならず、経営的な視点も必要なため、メンバーを固定するよりも、組織間で議論をして、成案を得たい。その中で、人材育成なども図っていきたい。 〉
- 融資保証については、資金使途と返済財源を明確にして保全措置や管理回収を行うことが基本となる。その前提として融資機関と条件面について十分にすり合わせて認識と対応の共有を図っておくことが重要となる。具体的には融資機関とのリスク分担に関しては、正常に利用される部分については100%保証でもよいが、それには資金計画などで下振が生じた場合に、事業継続に支障をきたさないよう、融資機関のプロパー資金で支えるという前提が必要である。これは融資機関が事業計画の妥当性を認めて、保証申請を行っていることから、計画下振れのリスクテイクは融資機関に担ってもらうことが基本ではないかと考える。
期中管理については、これらの擦り合わせの協議の過程でこの対応の枠組みを実践するにあたり必然的に構築されるものと考えている。また、保全対応としては設備資金における融資対象物件の保全は当然であるが、運転資金についても漁業における返済財源は水揚げ代金なので、漁獲物に譲渡担保契約を設定したり、譲渡担保をとらないまでも水揚げ代金を捕捉する仕組み、例えば水揚げ代金の振込口座指定を行うなどで実質的な保全措置が図られると考える。漁協系統金融の強みとして、水揚げは全量、漁協を通して現金化されるので、やりようがあるのではないかと。これらの対応には漁業者、融資機関との信頼関係がポイントとなるので、事故率低減には現場対応力が求められる。
- 役割分担の検討については、融資機関への影響も大きい内容となることから、是非とも融資機関の意見を聴く機会を作ってもらいたい。

(2) 情報提供事項

- ① 令和2年度の漁業信用保険業務の概況について
- 新型コロナの影響でハマチ、カンパチ、マダイなどの価格下落が生じたが、ハマチについては最近少し落ち着いてきた。また、カツオやマグロについても魚価安となっており、カツオ漁業に対しては、市町村で支援する動きが出ている。本年3月末時点では新型コロナに係る延滞はみられなかったものの、今年度に入ってから延滞が増加している。
- 新型コロナによる需要の減少に加え、イカナゴ、サンマ、ホタテなどで厳しい状況が続いている。そのような中でも、公庫のセーフティーネット資金や持続化給付金の給付などがあり、当初の想定ほど保証引受は伸びていないが、最近では条件変更が目立って増えている。また、これまで取引のない漁船漁業者から、従業員への給与支払いのための借入れを保証する事例が生じている。国の施策で支えられてはいるが、長引くと非常に厳しいと感じている。
- コロナ禍では、7業種（飲食、宿泊、運送、小売り、生活関連、娯楽、医療福祉）が不況分野と言われているが、その中でも特に飲食業が厳しい状況である。飲食業への融資は、金

額は小さいものの件数が非常に増えている。テイクアウトや宅配を行っているものの、売上に対する貢献は小さい。都心部は総じてその傾向。一方、地方都市も繁華街は同様に厳しいが、郊外のロードサイドや駐車場のある飲食店では比較的影響の少ないところもみられている。新型コロナの感染拡大から1年が経っており徐々に返済が始まっているため、都心部では追加の融資申込も徐々に増えている。また、信用保証協会の審査が比較的に厳しくなっている状況が全国的にみられ、融資に慎重な姿勢も出始めている。将来に期待が持てないとして、事業を断念する人も出始めている。今後は、償還も進まずに年度を越えた頃に不良債権が増加していくことが懸念されている。

- ② 新漁業法施行後の漁業をめぐる情勢等について
- まずは調査をしっかりと行い、不漁の原因を明確にして頂きたい。

以上